

第58回

氷見事件国家賠償弁護団で活躍する若手弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 武田 浩一 (66期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は、2015年3月9日、警察の捜査が違法であった旨認定し、約1966万円の賠償を富山県に命じる旨の判決を勝ち取った氷見事件国家賠償弁護団で活躍されている北島正悟弁護士(65期、金沢弁護士会)にお話を伺いました。

—まず、氷見事件国家賠償弁護団(以下「弁護団」という)に入った時期、経緯を教えてください。

登録直後の2013年1月に弁護団に加入しました。私は金沢修習だったのですが、修習先の個別修習担当弁護士が弁護団の団長であったことから、弁護修習の一環として弁護団の活動に参加するうちに、登録したら自分も弁護団に加入したいと考え、弁護団に加入しました。

—弁護団の人数、期の構成を教えてください。

弁護団には、全国から150人程度の弁護士が加入しており、実働は10人前後です。実働弁護士の特徴としては、金沢の事務所と東京の公設事務所系の弁護士が多く加入していることが挙げられます。

期の構成としては、団長を含めた30期代2人、50期代2人、60期代6人となっています。

また、弁護団の特徴として、原告の支援者の方々が積極的に活動に参加してくれていることが挙げられます。支援者の方々が、個人で情報公開請求を富山県相手に行い、それまで公開されていなかった証拠を獲得することができたことがありました。

—これまで弁護団で行ってきた活動内容を教えてください。

加入した時期が、これから証人尋問を行うという時期だったので、まず証人尋問の準備をしました。証人が10人程度いたので、尋問前は、毎月のように東京に行き、尋問会議を行っていました。尋問会議には、弁護士や原告のみならず、支援者の方々も毎回10人程度参加していました。会議は、誰でも自由に議論できる雰囲気です。弁護士のみにならず、支援者であっても「このような事項を尋問するのはどうか」などと積極的に発言し、かなり熱い議論を行っていました。原告も

弁護士から質問を受けて、意見を出したこともありましたが、会議で意見が激しく衝突したこともありましたが、参加者全員が、冤罪を解明して原告を助けようという気持ちが根幹にあったことから、会議後の飲み会では衝突を忘れて盛り上がっていました。

私は、原告の取調べを行った警察官が所属していた警察署の署長の反対尋問を担当しました。尋問の時には、単に「はい」とだけ答えを引き出せばよかったのですが、実際に質問をすると「はい」の答えのすぐ後に言い訳のようなことを証言し始めるので、いかに言い訳をさせず、「はい」という結論だけを引き出すような質問をするか、という点で苦労しました。また、被害者の供述をもとに似顔絵が作成され、その似顔絵が原告の逮捕の一因となっていたのですが、この似顔絵を描いた警察官の尋問も準備しました。この時は、事前に証拠として開示されていた書面に黒塗りが多く、黒塗り部分を想像しながら質問しなければならなかった点で苦労しました。

—弁護団に入って苦労したことはありますか。

私は、当事者双方の主張が終わり、これから尋問という時期に加入しました。弁護修習で弁護団の活動に携わっていたとはいえ、いざ全ての書面に目を通すとすると、原告だけで第26準備書面まであり苦労しました。

また、当時は現在と異なり北陸新幹線が開通していなかったため、弁護団会議の際の東京までの移動に手間がかかり、大変でした。

—弁護団に入って良かった点はありますか。

普段は一緒に仕事をするのができないような期が上の方や東京の弁護士と仕事ができたことが非常に良い経験になり

金沢弁護士会会員
北島 正悟 弁護士 (65 期)



ました。また、たとえ期が同じであっても、優秀な弁護士がおり、自分も負けてられないと非常に刺激になりました。

——これから弁護団に加入しようと考えている人に何を求めますか。

今起きている問題に対しておかしい、なんとかしなければならぬと思える感覚を持った人に参加して欲しいと思います。

私は、原告の話を通じて、「この人の力になりたい」と思いました。これから参加する人にも「私がなんとかしてこの人を助けるんだ。戦力になるんだ」という強い気概を持って弁護団に参加して欲しいと思います。

——これまでの活動で嬉しかった瞬間はありますか。

判決後の打ち上げの際、原告が私に握手を求めて来てくれた時に、自分が原告の役に立てたのだということを実感でき、嬉しかったです。また、口頭弁論の様子がテレビで報道されたため、別の依頼者から「応援しています」と声をかけてもらったことも嬉しかったです。

——氷見事件についての検察の対応についてはどう思われましたか。

検察は、警察が行った捜査の後追いをしているだけという印象で、これでは警察の捜査をチェックする検察としての意味がないと思いました。また、真犯人発覚後、富山県警は原告に謝罪をしていますが、その翌日に原告を富山地検に呼び出した上、当時の取調べ捜査官、担当検事を恨んでいない旨の供述調書を作成しています。このような書面を作るという発想が出てくること自体が、普段検察がどのような調書を作っているかを想像することができるのでは、と思いました。

——判決内容についてはどのように思われましたか。

検察の責任が否定されたことが残念ですが、警察の責任が一定程度認められたことは大きな成果だと思います。原告側が控訴しなかったのは、裁判所が警察の取調べの違法性を認定したこと、原告の刑務所を出た後に生じた損害についても一定程度認定したこと等を踏まえて、原告と支援

者、弁護団で話し合った結果です。

——原告の現在についてはどう思いますか。

原告は、事件のことで有名になってしまったことに加え、PTSDに罹患してしまっていることから、国賠訴訟の間も仕事を探すことになり苦労していました。国賠訴訟が終わったことから、また元気で働くことができる日々を取り戻すため、気持ちを新たにしているところです。

原告は、冤罪被害により人生が狂ってしまいました。原告の話を知ると、服役した期間だけでなく今も冤罪の被害に苦しんでいることから、全く冤罪は終わっていないのだな、と感じました。

——判決当日の様子について教えてください。

実働弁護団全員で裁判所に向かい、判決を聞きました。どのような判決が下されるか予想が付きなかつたので、事前に旗は用意しませんでした。

判決を聞いた原告は、被害金額が大きいことはわかったが、どう反応したら良いかわからない様子でした。しかし、その後の打ち上げでは、肩の荷が下りたような様子でしたので良かったです。

判決当日は、訴訟を応援し続けてくれた各地の冤罪事件の当事者（足利事件の菅家利和さん等）が傍聴に駆けつけてくれました。原告にとっては、冤罪で同じ思いをした人たちの支えがあったことも、国賠訴訟を最後まで戦う大きな力になっていたと思います。

——最後に若手へのメッセージをお願いします。

弁護団に関わることは、決して経済的な意味での報酬が期待できるようなものではありません。しかし、弁護団が作られるような事件でないとできない体験を通して弁護士としてはもちろん人としても成長できるほか、その弁護団の活動が「社会正義の実現」（弁護士法1条）につながっていくという意味で、金額では計れない報酬があると思います。是非皆さんにも弁護団の活動に積極的に参加してもらいたいと思います。